

平成 29 年 3 月 1 日
資 料 提 供

「広島県神石高原町・寄倉山地域公益的機能維持増進協定」について

近畿中国森林管理局では、国有林に囲まれた民有林と周辺の国有林とを一体的に間伐等の必要な森林施業を行うことにより、山地災害の防止や水源の涵養（かんよう）等の森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、民有林所有者 2 名と公益的機能維持増進協定を締結しました。

記

- 1 協定締結日 平成 29 年 3 月 1 日
- 2 協定区域の場所 広島県神石郡神石高原町民有林及び寄倉山国有林
- 3 協定締結者
 - （1）民有林：広島県庄原市在住の森林所有者 2 名
 - （2）国有林：近畿中国森林管理局長
- 4 面積
 - （1）民有林 0.90ha
 - （2）国有林 13.51ha
- 5 協定の有効期間
 - 自：平成 29 年 4 月 1 日
 - 至：平成 33 年 3 月 31 日
- 6 協定概要 別紙のとおり
- 7 公益的機能維持増進協定
森林の公益的機能の維持増進を図るため、森林所有者等と森林管理局長が協定を締結し、民有林と国有林とを国が一体的に整備等を行う制度で、平成 25 年度に創設されたものです。

林野庁近畿中国森林管理局
担 当：計画課長 網倉
流域管理指導官 岩田
連絡先：大阪市北区天満橋一丁目8番75号
電 話：050-3160-6733

寄倉山地域公益的機能維持増進協定概要

民有林と国有林が、必要な森林施業を一体的に実施することにより、山地災害の防止や水源の涵養（かんよう）等の森林の公益的機能維持増進を図るため、森林法第10条の15に基づき民有林所有者と国が協定を締結し、森林整備（間伐）を実施します。

■協定締結者
民有林所有者
広島県庄原市在住者2名

国有林
近畿中国森林管理局長

■協定の場所
広島県神石郡神石高原町新免

■協定区域の面積
民有林 0.90ha
国有林 13.51ha

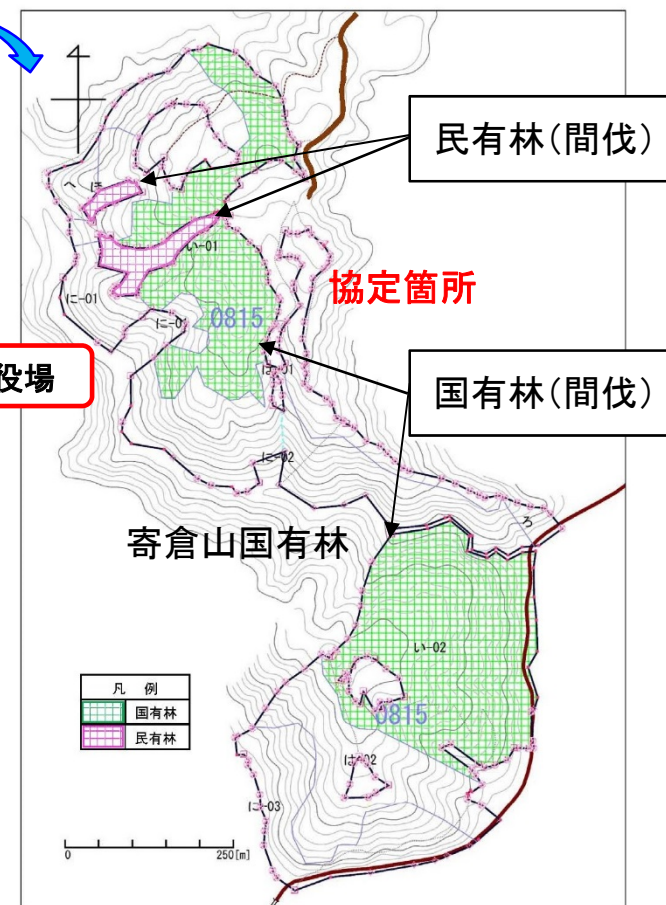
■協定の有効期間
自：平成29年4月 1日
至：平成33年3月31日

■森林整備の実施者
国

協定箇所



神石高原町役場



協定箇所位置図

林内の状況

(参考)

公益的機能維持増進協定制度について

森林所有者のみなさんと森林管理局長とが「公益的機能維持増進協定」を結ぶことで、みなさんの森林と地域の国有林を一体的に整備することができるようになりました。

これまで

周りを国有林に取り囲まれた民有林は、孤立していたり規模が小さく効率的な森林の整備ができない等の理由で、これまでなかなか手入れをする機会に恵まれませんでした。



新たな協定制度

平成24年6月の森林法等の改正により、「公益的機能維持増進協定制度」が創設されました。この制度を活用することで民有林・国有林が一体的に整備でき、地域における森林の公益的機能のより一層の増進が期待されます。



